

議案第 46 号

令和 6 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算

令和 6 年度川崎市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,254,137 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 6 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		443,977 ^{千円}
	1 使 用 料	443,975
	2 手 数 料	2
2 国庫支出金		3,000
	1 国庫補助金	3,000
3 県支出金		565
	1 委 託 金	565
4 財産収入		1,166,082
	1 財産運用収入	1,166,081
	2 財産売払収入	1
5 繰入金		13,328
	1 基金繰入金	13,328
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		5,810,184
	1 延滞金及び加算金	1
	2 貸付金元利収入	29,683
	3 雑 入	5,780,500
8 市 債		817,000
	1 市 債	817,000
歳 入	合 計	8,254,137

歳 出

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		4,212,535 <small>千円</small>
	1 運 営 費	401,742
	2 整 備 費	3,810,793
2 諸 支 出 金		3,783,160
	1 積 立 金	3,149,415
	2 繰 出 金	633,745
3 公 債 費		257,442
	1 公 債 費	257,442
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	8,254,137

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
東扇島コンテナターミナル 整備事業費（その2）	令和6年度から 令和7年度まで	千円 612,850
東扇島土地造成事業費（その2）	令和7年度	409,140

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
上屋倉庫事業	千円 235,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
東扇島コンテナ 機能施設整備事業	565,000			
東扇島施設 整備事業	17,000			
合 計	817,000			